

【はじめに】

1. 全般

昨年は、全難聴が長年取り組んできた活動の成果と、聴覚障害者の福祉施策や社会参加促進を考えるうえで、特筆すべき出来事が相次いだ。国会において「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立し施行されたことは大きな前進であり、また、障害者権利条約に基づき、国連の改善勧告（総括所見）により我が国の施策の在り方が問われたことにも大変意義深いものがある。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から見送られてきた全国中途失聴者・難聴者福祉大会が、関係者の努力により 3 年ぶりに大分県大分市で開催され、感染対策を講じながら多数の参加を得て、一定の成果を収めることができたものと確信している。

一方、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは依然として見えていないものの、感染症法でいう「2 類相当」から「5 類」へと移行する方針が打ち出され、私達がコミュニケーションを図るうえで生活のしづらさを実感することになった「マスク社会」から通常の社会に戻る日も近いことが期待される。ただし、新型コロナと共存するなかで露呈した諸課題については、今後も分析を続けながら改善策に繋げていく必要があり、感染拡大下で培った様々な取り組みに加えて、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえた新たな展開への対応が求められる 1 年となることを前提として、令和 5 年度の事業計画を以下の通り提案したい。

2. 対外的課題とその対応

1) 障害者施策の全般的な動向

障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、前述のとおり昨年 5 月の国会において「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立した。この法律では、施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置を講じなければならないとされ、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上等についても明記された。基本理念としては、①情報取得・意思疎通手段の個別性の尊重、②情報の地域格差の解消、③情報の平等性・同時性の確保、④デジタルリテラシーの涵養の 4 点が掲げられており、附帯決議の中にも盛り込まれているが、情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずることが、今後における政府の課題となっており、全難聴としても注視していく必要がある。

また、昨年 6 月には「障害者総合支援法改正施行後 3 年の見直しについて」の報告書が取りまとめられ、意思疎通支援分野では、地域格差等の課題を解決するため、障害種別や障害特性等を考慮しつつ、ITC の利活用促進や意思疎通支援従事者の確保などの取り組みを検討する必要があるとして、手話通訳や要約筆記の養成カリキュラム等についても触れられている。

次に、障害者差別解消法が令和 3 年 5 月に改正され 2 年近くになるが、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったものの、法改正に続く障害者差別解消法基本方針の改正については円滑な施行に向けて、ようやく改正案が取りまとめられたところである。基本的事項として、合理的配慮における「過重な負担」や「環境整備」に関する考え方、国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取り組み等について検討が加えられた。

一方、遅れていた障害者権利条約履行に対する第 1 回日本政府報告に対する国連障害者権

利委員会の審査が昨年 8 月にスイスのジュネーブで開催され、建設的会話を経て 9 月 9 日には日本における条約の実施状況に関する評価として、勧告（総括所見）が発表された。この時、全難聴としては日本障害フォーラムの対日審査傍聴団に参加し、デシベルダウンの関連等についてロビー活動を展開しており、障害者資格・認定制度を含め、障害に関する医学モデルの要素を排除するために法律および規則を見直すよう勧告がなされた。また、障害者差別解消法において救済の手続きが確立されていないこと、社会の全てにおいてインクルージョンは重要な課題であるにもかかわらず、合理的配慮のための法的な基盤がないこと、手話が法的言語として認知されていないことなどが指摘された。ウェブサイトやテレビ、メディアなど公衆に提供される情報のアクセシビリティを確保するため、あらゆるレベルで法的拘束力のある情報通信基準を策定することや、アクセシブルなコミュニケーション様式の開発、促進、利用のため十分な資金を割り当てることの必要性にも触れている。

これらと前後して、全難聴も参画している障害者政策委員会では障害者基本計画（第 5 次）の検討が進められている。今年度も、全難聴は省庁ヒアリングでの意見提出や日本障害フォーラム（JDF）やコミュニケーション関係 4 団体連絡会などの議論への参加を継続し、労働・教育・医療・情報コミュニケーションなど関係する分野に積極的な意見表明を行っていきたい。

2) 意思疎通支援事業分野の課題

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、意思疎通支援事業分野では、昨年度と同様の多くの課題が今年度に持ち越された。

厚生労働省は、意思疎通支援事業の遠隔手話通訳等に要約筆記を含めることを令和 2 年に全国自治体に通知した。それを受けて、全国各地で遠隔での要約筆記利用が広がりつつあるが、各地の制度利用の実態には差異がある。全難聴は本年 1 月に要約筆記事業研修会を開催し、遠隔での要約筆記利用理解の統一、地域格差の解消、遠隔要約筆記利用の障害者総合支援法意思疎通支援事業での位置付けを障害者差別解消法における合理的配慮の観点を絡めて再確認した。これを踏まえて、全国の自治体において遠隔要約筆記利用が事業化・予算化されるよう、全難聴・加盟協会一体となった活動を強化することを今年度の意思疎通支援事業分野の活動目標としていきたい。

一方、前述した厚労省社会保障審議会障害者部会での障害者総合支援法の改正議論では、意思疎通支援事業の個人給付化が論点として挙げられている。これに対して、全難聴は複数の人の集まり・会議での要約筆記利用が障害者総合支援法においては制度化されておらず、自治体において実施要綱を設けて利用の道を広げている現状の解決が優先課題であることを主張した。私たちは、団体利用の制度化についての加盟協会の理解を共通し、今後の障害者総合支援法改正において、その規定を盛り込む取り組みを更に強化したい。

また、全難聴は国際協力機構から受託し、昨年より 3 年間ネパール国で意思疎通支援システムの構築を支援するプロジェクトを実施している。本プロジェクトは難聴を含む全てのコミュニケーション弱者を対象とし、得られた成果を日本における意思疎通支援システムの進化につなげる所存である。

3) 医療・療育分野での課題

令和 2 年度より「新生児聴覚スクリーニングの公費助成」や「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」が継続されている。また、令和 3 年 3 月には世界保健機関（WHO）が “World Report on Hearing” を発表し、同年 9 月には「小児人工内耳前後の療育ガイドライン 2021 年版」

が公表された。このように、聞こえの問題を医療、療育、社会生活に位置付けて捉える流れが定着してきており、それを受けて厚生労働省は令和 4 年 2 月に「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を発表し、法制化の動きを加速している。

医療機器としての補聴器購入への公費助成については、地方分権型政治の影響により各市区町村の方針や財政状況に委ねられているところがあるが、今では大半の自治体が、聴覚障害に関する身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない 18 歳以下の者を対象とした支援を行っている。一方で、高齢者で身体障害者手帳の交付を受けることが出来ない層に対する支援に関しては地域格差が顕著であり、その改善が求められるとともに、成人・高齢者に対する聞こえの健康管理、認知症と難聴などの課題は依然として手付かずの状態が続いていることが課題となっている。聴覚障害認定基準（デシベルダウン）を見直すことによって、障害者総合支援法の「補装具制度」による補聴器利用者を拡大すること、自己負担で補聴器購入を強いられている難聴者に対する公費助成の拡大は悲願でもあり、その意味で、全難聴が数年来進めている「きこえの健康支援センター構想」をさらに前進させることが重要課題であり、構想の実現に向けての必要な行動を更に理事会で議論していきたい。

4) 情報アクセス分野での課題

情報アクセス分野の重要課題である法律設定の動きは、平成 30 年に聴覚障害者制度改革中央本部が「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法案」を発表したあと、立憲民主党が草案を発表するなど動きがあったが、ここ数年その動きが停滞していた。このような中、「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟（コミ議連）」が一昨年末「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法案」を発表し具体化が急進展した。コミ議連は昨年の通常国会にこの法案を議員立法として提出し、参議院から審議が始まり 5 月末に可決・成立をみた。障害の種類や程度に応じた手段を選択できるようにすることや、住んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができること、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できること、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用等について推進していくことなどが謳われており、附帯決議を踏まえ、現在は定期的に「障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場」という名称の会議が開催されており、全難聴も構成員として参画している。

一方、一昨年事業開始された「電話リレーサービス」については、実施主体である（一社）日本財団電話リレーサービスが電話リレーサービスの機能改善の研究を進めており、今年度その具体化が期待される。全難聴が 2019-20 年実施した「文字付き電話の可能性と課題」の流れを受けて研究事業であり、電話リレーサービスにおける音声入力と音声認識利用の利用が進み、現在の「電話リレーサービス」の機能強化が進むことを期待している。

5) 教育分野での課題

教育の場における支援については、文部科学省において「ICT 活用教育アドバイザー事業」や「情報通信技術支援員（ICT 支援員）の配置の促進」などが挙げられているが、インクルーシブ教育が推奨されている中、地域の学校へ通学する難聴児への支援が置き去りになっているとの声が聞かれる。補聴支援機器を当事者が購入しているケースがあり、また教員の合理的配慮がないと聞こえの環境は改善しないことは明らかである。聞こえのバリ

アは社会の側にあるという認識のもと、国が教育機関における環境を整えるマニュアルを統一し指導する必要があると考える。

3. 対内的課題とその対応

過去数年の事業計画でも同様なことを挙げているが、全難聴が一般社団法人として日本の障害者運動で意義のある活動が続けていくためには、組織面においても財務面においても社会的に自立した管理能力を有した団体であることが求められる。「社会的な自立」の内実は、組織の透明化、ガバナンスの確立であり、財務の健全化である。

新型コロナウイルス感染拡大で、このところの2年間、全難聴は総会及び理事会のすべてをオンライン方式による開催としてきたため、議論の深まりに苦慮するところがあり、回数を重ねるたびに理事間における意思疎通面での支障が生じてきている感が否めない。今後は、ハイブリット方式（出席するにあたり対面かオンラインかの選択が可能）の採用を検討し、組織の透明化、ガバナンスの確立、財務の健全化など重要な課題に取り組み、多様なチャンネルを活用して組織内での議論の活性化を図っていきたい。

1) 組織面から見た対内的課題

①理事会機能の強化

毎年記述していると通りの課題である。全難聴は地域加盟協会の連合体で、地域活動は加盟協会、全国的な活動は全難聴と役割を分担し、その活動の調整・統合に理事会が当たっている。また、全難聴としての具体的な活動の多くは専門部が担っているので、専門部固有の課題と全難聴全体の調整・統合が非常に大きな理事会の役割となっている。しかしながら、地理的・時間的制約から理事が一堂に会して議論する理事会の開催は限定的であり、新型コロナウイルス感染拡大でこの状況はより深刻になっている。

引き続き、理事会の開催頻度増、ブロック体制の活用、専門部規約の整備、理事の専門部部長就任の制度化などの議論を深め、理事会と地域活動・専門部活動の関係を更に改善していきたい。

②個別課題への理事・常務理事の積極的な関与

本件も数年来の課題である。「医療と福祉に係わる領域」、「情報アクセシビリティ・コミュニケーションに係わる領域」での全難聴のリーダーシップの確立は、「きこえの健康支援センター構想」への取り組みや「電話リレーサービスにおける音声認識の活用」の調査研究事業など一部で具体化した。しかし、福祉・教育・労働などの政治とのかかわりの大きな分野への全難聴の活動は充分とは言えない状況が続いている。これらの分野は、地域性を越えて、中央省庁や政党・他団体とのかかわりが大きく、活動の現場が大きく東京に偏在している現実がある。地域在住の理事の中央での活動が制約される状況ではあるが、新型コロナウイルス感染拡大が収束の方向に向かった後も、ある程度はオンライン方式による会議の定着が見込まれることから、理事とりわけ常務理事が、全難聴全体の視点から積極的にこれらの個別領域に関与していく仕組みが構築されつつあり、今後は更に役割の分担化を推進し、一方では相互に関与することにより組織体制を強固なものとしていきたい。

③全難聴の広報体制

全難聴の広報媒体としては、「難聴者の明日」の年4回の発行、加盟協会への「全難聴便り」の月次配信、随時の全難聴事務局発の加盟協会あてメールやホームページ、LINEを活用

した情報配信がある。それらの媒体管理は会報編集部や理事、あるいは事務局が担当していて、全難聴としての統一した情報管理・媒体管理をする部門が設けられていない現実がある。

全難聴として統一した方針で管理することが求められ、理事会で十分に議論したうえで、事務局を中心として早急に対策を講じたい。

④事務局機能の見直し

この問題も数年来の課題である。以下、問題点を再度確認する。

現在の全難聴は、理事も専門部長もすべて無償で活動しており、事務所に常勤で勤務する役員はいない。このような中で全難聴の組織活動を維持していくためには事務局機能が非常に重要となるが、現在は副理事長が非常勤で事務局長を兼務し、パートタイムの職員が交代で勤務する形で運営されている。数年来、地域加盟協会や中央官庁・他団体との連絡調整に理事会の実効ある業務を遂行のために、責任のある常勤職員が不可欠であることを議論してきた。

今後においても常勤の役員や職員の配置を目指す方向性には変わりはないが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う副産物ともいえるべき、インターネットの利活用術の進歩や業務に役立つアプリケーションの開発などが進んできており、財政基盤を強固なものとするまでの当面の間は、タスク管理機能やチャット機能などを駆使し、情報伝達や共有に正確性と迅速性を期すことにより作業の効率化を図りたい。並行して事務局で担うべき業務を洗い直し、適正で効率的な人員を事務局に配置することを継続課題とし、事務局機能の維持・充実に繋げていきたい。

2) 財務面から見た対内的課題

①令和 5 年度事業予算

近年の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全難聴加盟協会の会員数減少が続いている。また、賛助会員や寄付金を従来通り維持することも非常に困難な状況である。

そのような中、令和 4 年度の決算は、加盟協会員各位のご協力と理事会や各専門部活動のオンラインへの切り替え、事務所経費の切り詰めなどにより、事業決算報告のとおりである。

令和 5 年度については、新型コロナウイルスとの共存、社会活動の再開が加速し、事業の在り方や会議の持ち方に関して、ある程度はコロナ禍以前の形態に戻るケースもあると思われる。その場合は一定規模の支出の増大は避けられないが、原則として、現在の支出規模を維持することを前提とし、予算実行に当たっては更なる収入増加と支出の管理強化という財務規律を維持するなかで、全難聴の活動の充実、社会的使命の最大限の遂行を図っていききたいと考える。

また令和 5 年度中に、今後の収益事業に関する議論を深め、再構築を図りたいと考えている。

②個別事業の独立採算化

数年来、この課題を取り上げているが、令和 5 年度についても「個別事業の独立採算化」を続けなければならない、以下の方向を確認したい。

全難聴の固定的な収入は、総会・理事会開催費用、事務所維持費用、関係団体や省庁との折衝に要する費用でほぼ使い切っており、専門部活動を支える余力はない。専門部において、「この部分は全難聴に負担を求める」ということは禁句として、専門部活動は各専門部の独立採算で行うことを原則としたい。具体的には行政の補助金、財団の助成金、そして各方面

【令和 5 年度事業計画】

からの寄付金や参加費によって事業を実施していくということが求められる。補助金・助成金・寄付金・参加費などは非常に不安定なものであるが、逆に考えれば事業の妥当性について、内部的な評価とは異なる社会の評価を受ける、という積極的な面もある。全難聴という当事者団体の主張を社会に広めていくために、個別事業の独立採算化を今年度も継続課題として取り上げていきたい。

【収益事業の部】

耳マーク部事業

【活動方針・目的】

耳マーク・ヒアリンググループマークの一層の普及啓発を目指す。4年ぶりにリアル会場で部員研修会を実施し、50周年記念事業の推進を図りたい。

コロナ禍の影響もあって、ここ数年来、耳マークグッズの販売実績が低迷している。対面の行事会場や秋田大会等で出展ブースを設け、販売収益の拡大を目指す。

「耳マーク」のより一層の普及を目指し、前年度公募ポスターの有効活用に力を入れる。

1. 部員・一般の利用者からの要望に合わせ、耳マークグッズの作製と販売を行う。事務所の在庫スペースに配慮し、厳選した耳マークグッズ作製事業所等の紹介を全難聴 HP 等にアップする。
2. 2022 年度に公募したポスターの周知・普及を目指す。
3. 耳マーク部員の親睦と研鑽のためにリアル研修会を開催する。参加部員の交通費を一部補助する。
4. 福祉大会等で耳マークグッズを展示販売する。要員の交通費を一部補助する。
5. 耳マーク制定 50 周年記念事業の一助となる動画を作成し、加盟協会および関係者へ配信する。
6. 季刊の全難聴機関誌『難聴者の明日』へ、部員持ち回りで寄稿する。
7. 全難聴公式 LINE で活用される耳マークキャラクター LINE 用スタンプ第 4 弾(秋田弁バージョン)を制作し、頒布・普及をおこなう。
8. 耳マーク並びにヒアリンググループマーク利用申請に職員が対応する際に相談を受けたり助言したりする。

機関誌部事業

【活動方針・目的】

発行部数 1000 部を目標にする。そのため、紙媒体だけでなく、電子媒体も加えたい。読みやすい機関誌作りを目指す。

1. 機関誌を年 4 回発行予定。(4月号、7月号、10月号、1月号)それぞれ、前月末に発行する。購読者数の増加と広告の充実を目標にし、人件費も含めての収支均衡をめざす。

【令和 5 年度事業計画】

紙媒体の購読者が増えないので、電子媒体も加えて若者の購読者数を増やす。売上はあくまで目標値であるが、それでも管理費を含めると収支均衡が難しい現状である。

2. 収入（各種団体、協会から掲載料）

- | | |
|----------|-------------|
| ① 購読料 | 1,140,000 円 |
| ② 毎回の広告料 | 60,000 円 |
| ③ 年賀広告料 | 150,000 円 |

冊子頒布事業

1. 要約筆記関連報告書冊子
2. 厚生労働省カリキュラム準拠要約筆記者養成テキスト頒布（全要研委託）
全難聴加盟協会は全難聴経由で注文を受け付ける形をとっている。
要約筆記者養成準拠テキスト増刷の場合は、全難聴事務局で管理する。
3. 要約筆記利用ハンドブックの頒布
4. 病院ガイドブックの頒布
5. 高齢者・難聴者のための「福祉サービスガイドブック」の頒布

【一般事業の部】

中央対策

全難聴が加盟する関係団体との加盟料等を支払い継続して中央団体としての責務を果たして行く。

1. 日身連・身障者相談員全国協議会
日本身体障害者団体連合会への団体加入を継続する。評議員として任務を遂行する。
日身連年会費の納入 12 万円、日身連機関紙購読料 3 万円、身体障害者相談員全国連絡協議会会費 1 万円の支払をする。
2. J D F
日本障害フォーラム(JDF)への加入を継続する。国連障害者権利条約の 2022 年 8 月に日本審査と 9 月に権利委員会から総括所見が出され、詳細に渡る勧告を受けて、次回審査へのパレポ作成に JDF 各委員会が取組を進める動きに呼応していく。
幹事会、国際委員会企画委員会等を通じて難聴者の人権の啓発と施策の充実に寄与すべく参画を継続し年会費 50 万円を支払う。各委員会への出席旅費等 5 万円を計上する。
3. 厚生労働省・視聴覚障害 4 団体連絡会
①障害者施策充実と強化に資するため、厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室との情報交換を密にし、難聴者福祉増進に努める。
②厚生労働大臣表彰の被表彰者の推薦をする。
③視聴覚障害 4 団体連絡会へ参画し、広く情報収集に努める。
4. J D (日本障害者協議会)

- 加入を継続し、年会費 10 万円を納入する。
5. 障害者放送協議会
加入を継続し、5 万円の会費を納入する。
 6. 障害者放送通信機構(C S 障害者放送統一機構)
5,000 円の会費を納入する。
 7. 全国要約筆記問題研究会
①全国要約筆記問題研究会の研究大会式典への出席を予定する。祝儀 1 万円と臨席者旅費で 5,000 円以内を支払う。
②全要研集会開催に際し、加盟協会からの参加を促す。
 8. 全社協・障害関係団体連絡協議会
①全国社会福祉協議会の障害関係団体連絡協議会協議員に加わり参画をしていく。
②年会費 3 万円を納入する。
 9. テクノエイド協会
①補聴器協議会・認定補聴器専門店審査部会の委員の委嘱を継続する。現委員の任期が 2023 年 7 月 31 日なので、新委員推薦を行う予定である。
②テクノエイド協会主催のニーズ・シーズマッチング交流会などへの協力。
③テクノエイド協会主催の各種行事への参加。
 10. 聴覚障害者制度改革推進中央本部
①聴覚障害関係 6 団体で長年にわたり「情報アクセシビリティ・コミュニケーション法案」制定の運動を進めてきた。2023 年 5 月国会に議員立法として上程し、施行されている。
②2023 年度以降の活動計画は未定だが、法律が施行されたことを受けて、今後の運動を検討中であるが、会の名称変更も含めて 6 団体で検討中である。
 11. 全日本ろうあ連盟
①必要の都度、全日本ろうあ連盟との協議の機会を持つように努める。
②全国ろうあ者大会に理事長もしくは常務理事・理事クラスの役員を派遣し、式典に参列する。派遣者の旅費 1 万円と祝儀 1 万円を計上する。
 12. 全国盲ろう者協会
①全国盲ろう者大会開催の折の式典には、開催地に近い理事等が参列する。
②祝儀 1 万円と臨席者の旅費 5,000 円以内を支払う。
 13. 全国手話通訳問題研究会
①全国手話通訳問題研究会の主催する研究大会式典への出席を予定する。
②祝儀 1 万円と臨席者の旅費 5,000 円以内を支払う。
 14. 新光会・みみより会
①年賀広告料は交換掲載のため予算を取らない。
②各全国集会への派遣する者の旅費として 1 万円を計上する。
 15. NP0 全国情報提供施設協議会
年次総会等を通じて、理事を派遣し情提との関係を深めていく。
 16. IFHOH(国際難聴者連盟)への団体加入を継続する。年会費 240 ユーロ(時価 3.3 万円)を納入する。2022 年延期されていた国際会議が 2022 年 9 月にハンガリーブダペストにて開催された。全難聴は不参加。2023 年度は国際会議の予定は無い。
 17. アジア太平洋地域難聴者・失聴者連盟 APFHD への団体加入を継続する。2 年毎の会費徴収のため 2023 年度の負担金は無い。

要約筆記部事業

【活動方針・目的】

意思疎通支援事業としての要約筆記に対する理解と利用につなげるための活動等を行う。

1. 平成 23 年度から実施している「要約筆記事業研修会」を令和 5 年度も継続する。
2. 部員の活動・研修等を状況に応じて対面・オンラインで開催する。
3. 全難聴・全要研 定期協議を年 2 回開催する。
4. 関係団体との要約筆記関係（テキスト・遠隔要約筆記問題等）の協議に参加する。
5. 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター主催の要約筆記者指導者養成研修に講師を派遣する。事業体からの講師派遣依頼は取次ぎとする。
6. 要約筆記ハンドブックを増刷する。

女性部事業

1. 全難聴女性部活動を通して、全国組織としての全難聴を社会に P R し、地域から活動報告を提出、報告書を作成し、地域に配布をする予定。
2. 7 月第 1 週か 2 週に東京都において役員会議・県部長会議・総会を開催予定。
3. 「ブロック女性部の集い研修会」を開催予定。開催後、2 か月以内に報告集を提出し、役員の審議で助成金を支給予定。
4. 「全難聴福祉大会」で地域からバザー品を募り、バザー販売を予定。
5. 広報誌「女性部だより」を 8 月、1 月に発行予定。
6. 機関誌「難聴者の明日」の女性部ページに年 4 回執筆寄稿予定。
7. 全難聴女性部長として年 3 回理事会と全難聴総会に出席予定。

高年部事業

1. 次年度(2023 年度)に全国高年部の集いを開催するべく、関係団体と折衝を行う。高齢化により、対象者は増加しているはずなので、高年部の再活性化を目指し、活動を継続していく。併せて、高年部活動縮小に伴い、事務局長が会計を兼務することとする。

青年部事業

1. 専門部会（中央委員会）
 - ①対面での中央委員会を行うことになった場合、開催地までの交通費一部を支出。
 - ②その他に、必要に応じて Zoom を用いて中央委員会を実施予定。
 - ③中央委員は東京都、名古屋市、岩手県の計 3 名。中央委員会の開催は年 4 回を想定。
2. 交流事業 実施月未定

【令和 5 年度事業計画】

- ①もし対面での交流企画を行うことになった場合は、参加費の中から全難聴青年部活動促進費として徴収。(200 円×10 名想定)
- ②また、企画立案・進行を担っていただける中央委員または地域代議員には、企画手当として 2,000 円を支給する予定。

3. ブロック助成金

- ①1 ブロック 10,000 円を助成。対象ブロックは以下の通り。
東海・近畿・中国四国

4. 定期総会

- ①対面式の場合は開催地未定。対面かオンラインかも未定。全難聴青年部の継続方法について話し合う内容を検討中。
内訳は情報保障、議案書印刷代や郵送代など。

5. 事務費 封筒代等の消耗品費

国際部事業

【活動方針・目的】

IFHOH や APFHD、JDF、その他との国際連携事業及びアジアの発展途上国の難聴者福祉支援活動の実施。

1. JICA（国際協力機構）との連携により、ネパール難聴者を含む全ての人たちの屋内移動円滑化支援事業を行う。令和 3 年 3 月 25 日採択。今年度が 2 期目になる。令和 6 年 12 月まで実施を予定。
2. アジア障害者の支援は福祉先進国の使命でもある。全難聴は難聴者の支援に積極的に取り組むことを内外に PR し、そのための資金をカンパ活動で獲得する。活動方針確認のため、会議費を必要とする。また様々な国際文書の迅速な翻訳のため、DeepL Pro を定期的に使用する（年 1 万円）。また、活動の効率化のためのアプリを定期購入する。新型コロナウイルス収束後の活動のため、余剰金額は翌年に繰り越す。
3. 次期 IFHOH 会議・総会は 2024 年以降の予定のため、今年度は項目のみ残すこととした。2 名の要員派遣を予定している。

情報文化部事業

【活動方針・目的】

中途失聴・難聴者の ICT アクセシビリティの視点から、理事会や各専門部と連携し、必要な課題解決に取り組む。特に中途失聴・難聴者の障害となる環境改善のため、国内・国際的な規格標準化に取り組む。

【令和 5 年度事業計画】

1. 各省庁・関係団体の情報アクセシビリティ関係の研究開発、拡大を検討する委員会等への参加
 - ①NHK番組検討会議
 - ②アクセシブルデザイン（AD）及びその適合性評価に関する国際標準化委員会
 - ③テクノエイド協会の「ニーズ・シーズマッチング交流会」参加協力以上の活動に取り組む。
2. 通信関係のアクセシビリティ拡充活動を展開する。
 - ①電話リレーサービス、特に CTS の実用サービス供用を目指す動きに呼応した取り組みを進める。
 - ②電気通信アクセシビリティ標準化専門委員会、同検討WGに参加し、情報通信のアクセシビリティ、規格化の取り組みを進める。
 - ③ウェブアクセシビリティ基盤委員会での取り組みを進める。
3. 放送関係のアクセシビリティ活動
 - ①総務省、障害者放送協議会内の放送・通信バリアフリー委員会、NHKの音声認識字幕のとりくみ、その他放送関係のバリアフリー活動に取り組み、必要な活動をおこなう。
4. 政見放送の字幕付与等に関する活動
 - ①政見放送の字幕付与等、公職選挙法改正のための活動に取り組む。
5. 「音声認識し文字表示する携帯可能な支援機器」の研究開発
 - ①「音声認識し文字表示する携帯可能な支援機器」（以下会話支援機という）の研究開発に取り組む。普及を進める。
6. 部会を開催
 - ①部会を6月、11月頃、Web上で開催する。
 - ②会議1回あたり平均4万円×2回の情報保障費支出を見込む。
7. その他事業
 - ①その他、関係省庁、機関、団体等の企画する事業に対して、全難聴意見を集約、要望、並びにパブリックコメント等を発信していく。
 - ②従来の施設・交通アクセシビリティチームは施設・交通アクセシビリティプロジェクトチームとし、専門部署として課題を扱う。部への発展を目指す。
 - ③情報通信アクセシビリティ活動のための助成金獲得に努める。

補聴医療対策部事業

【活動方針・目的】

補聴器、人工内耳の利用者として福祉向上への具体的提案を行う。医療機関、関係機関へきこえ支援の必要性を啓発する。

1. きこえの懇談会開催事業
Zoom や YouTube などを活用してのハイブリット開催とする。補聴医療対策部が国際部と共に取り組むスタンスを想定しており、テーマとして「きこえの健康支援構想」と「権利条約」が大きな柱となる予定。また、近畿ブロック協議会との共同開催も選択肢の一つとするが、他地域での開催も視野に入れて検討したい。
2. 人工内耳協議会・メーカー懇談会

【令和 5 年度事業計画】

令和 5 年度については、全難聴が主催担当である。リモートによる開催方法でよいと見込んでおり、費用負担としては情報保障料のみが発生する予定。ACITA との協議に関して、両団体における方向性や取り組みの違いが浮き彫りとなっている現状から、令和 6 年度以降も継続するか否かが焦点となる。

3. 福祉大会 in 秋田における分科会事業

令和 4 年度開催の大分大会では、「きこえの支援構想」と「権利条約」とを絡めて分科会の 1 つを国際部との共同体で担当した。秋田大会においては国際部を中核に据え、これを補聴医療対策部がサポートする形で運営していく方法を検討している。経費面については、大会実行委員会と協議して進める。

4. きこえの健康支援事業

「難聴者の社会参加を総合的に支援するシステム構築」専門委員会を軸とし、きこえの健康支援構想の実現に向けた社会実験（助成金事業）を行う。きこえの健康支援構想の実現には、社会実験を行うことでエビデンスを蓄積し、住民や世論の理解と支援を得る必要がある。ここでも国際部で行うネパールに対する意思疎通支援を活用し、意思疎通支援のマニュアル化や新病院受診ガイドブック作成をめざしていきたい。

労働雇用対策

【活動方針・目的】

聴覚障害者も経済活動を構成する労働者の一員として、本人の意思と能力を発揮して働くことのできる機会を確保することが重要であり、そのために全難聴として取り組むべき課題を整理する。

1. 難聴者を取り巻く労働環境に関する課題検討会を Web 配信にて開催

難聴者をめぐる労働環境の現状について、主な課題を整理するため、難聴当事者に対しアンケートを実施する。実施結果を基に下記の 2 点に関し重点的に推し進めていく。

- ① 社会に発信していくための手段の一つとして、新聞等にアンケート調査結果を掲載してもらう。
- ② 労働局や自治体等、行政庁に報告、事業者への啓蒙・指導に繋げる。

2. 障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法改正を受けて、各加盟協会に所属する 40～50 代の働き盛りの世代を中心とした横断的な動きがあり、こうした動きを取り込んでいくことにより、「職場における合理的配慮」について、全難聴の組織全体で取り組んでいけるような雰囲気づくりを醸成したい。

福祉大会事業

【活動方針・目的】

年に一度の福祉大会の開催を目的に、今まで積み重ねてきた経験・実績を生かして全難聴として開催担当県へ支援・協力していく。

1. 第 27 回福祉大会 in 美の国あきたを開催予定

- ① 日程：2023 年 11 月 25 日（土）～27 日（月）
- ② 会場：秋田市にぎわい交流館 AU（あう）・秋田県立体育館
秋田の実行委員会には、45 万円の助成を行う。
福祉大会への職員派遣は 1 名を予定。

教育問題担当

【活動方針・目的】

難聴の子ども・若者が夢を持って健やかに育ち、また加齢性を含む難聴の高齢者が生涯に渡り「学ぶ喜び」を実感できる社会を構築するため、全難聴として取り組むべき課題を整理する。

- 1. 難聴者（児）の教育問題に関する課題検討会を開催
難聴者（児）をめぐる教育の現状について、主な課題を浮き彫りにし、今後の方向性に関する論点整理を行うため、意見交換会を実施する。
- 2. 「難聴者の明日」にて特集記事を掲載
教育問題に関する記事の掲載により、理事会や加盟協会間における議論の活性化を図る。

手話対策部事業

【活動方針・目的】

中途失聴・難聴者の個人的意思疎通手段としての手話を仲間に広げ、それによって仲間の豊かなコミュニケーションと生活を実現する活動等を行う。

- 1. 福祉大会分科会についての協議
秋田大会で手話対策部の分科会を開催することを検討するための部会を対面で開催する。
- 2. 手話テキスト制作
中途失聴・難聴者向けの手話テキストを作成する。

減災プロジェクトチーム

【活動方針・目的】

①災害時における難聴者・中途失聴者への後方支援および災害による難聴者・中途失聴者の被害の軽減を主目的とする。②平常時においてもさまざまな情報収集および情報発信を行い、難聴者・中途失聴者に対して防災・減災の意識と能力が向上していくように働きかけを行うとともに、諸関係機関に対しても難聴者・中途失聴者を支援する意識と能力が向上する

ように働きかけを行う。また、③災害以外についても、さまざまな緊急時・非常時における難聴者・中途失聴者の被害の軽減に努める。さらに、④マニュアルの作成・改訂や⑤啓発用資料を作成して啓発講習会の開催を行うとともに、⑥オンラインによる情報発信を積極的に推進し、そのための環境整備を図っていく。

1. 災害時後方支援事業

災害発生時に難聴者・中途失聴者の被災に関する情報収集および情報発信を行う。(災害発生前においても災害の発生が予想される場合には、予想される災害に関する情報収集および情報発信を行う)。また、事務局および諸関係機関と連携し、被災地の難聴者・中途失聴者に対する後方支援を行う。

2. 災害対策連携事業

災害対策において諸地域の状況を鑑みつつ諸関係機関と連携し、難聴者・中途失聴者への支援体制の充実を図る。

3. 緊急時・非常時対策連携事業

災害以外の緊急時・非常時の対策において諸地域の状況を鑑みつつ諸関係機関と連携し、難聴者・中途失聴者への支援体制の充実を図る。

4. マニュアル作成事業

「難聴者・中途失聴者のための災害時・緊急時対応マニュアル」を改訂・印刷・発行し、各地域での活用を図る。災害対策という性格上、無償での配布を検討し、オンラインでの発行も検討する。

5. 啓発講習事業

各地域において啓発講習会の開催を検討する。そのため、マニュアルの改訂にあわせて啓発用資料の作成を行う。また、オンラインによる講習会開催や啓発情報の配信も進めていく。

6. オンラインによる情報発信推進事業

オンラインによる情報発信を積極的に推進し、そのための環境整備を図っていく。また、SNSの積極的活用を図っていく。

7. 災害関係のアクセシビリティ活動

情報文化部より移管。障害者放送協議会「災害時情報保障委員会」で、緊急放送等における著作権の問題、緊急災害時における障害者に対する情報保障等の課題に取り組む。

8. 部会開催

定期的に部会を開催する。また、部会開催のオンライン化を進めていく。